発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月25日
【発行者の名称】	ハイネスコーポレーション株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　緒方　一彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目２番14号
【電話番号】	06-6223-2424
【事務連絡者氏名】	取締役財経本部長　森定　浩士
【担当J-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　白岩　直人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目８番１号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jia-ltd.com
【電話番号】	03-6804-6805
【取引所金融商品市場等に関する事項】	TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	ハイネスコーポレーション株式会社 http://www.highness-co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第34期 中間連結会計期間	第32期	第33期
決算年月		自 2026年３月１日 至 2026年８月31日	自 2024年３月１日 至 2025年２月28日	自 2025年３月１日 至 2026年２月28日
売上高	（千円）	1,574,774	1,493,115	4,917,494
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△270,068	△78,465	448,169
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間（当期）純損失（△）	（千円）	△255,692	19,360	209,793
中間包括利益又は包括利益	（千円）	△255,692	△8,350	209,793
純資産額	（千円）	566,349	612,169	822,042
総資産額	（千円）	7,116,053	6,344,436	6,913,648
１株当たり純資産額	（円）	429.05	463.76	622.76
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	（円）	－	－	－
１株当たり中間(当期)純利益又は１株当たり中間(当期)純損失（△）	（円）	△193.71	20.14	158.93
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（%）	8.0	9.6	11.9
自己資本利益率	（%）	△36.8	3.1	29.3
株価収益率	（倍）	－	－	－
配当性向	（%）	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△69,547	△1,498,891	△1,065,191
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△22,504	△65,634	△213,644
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	117,119	2,044,594	454,242
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	（千円）	1,674,461	2,491,533	1,649,393
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	97〔283〕	82〔242〕	92〔265〕

（注）１．当社は、第34期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第32期及び第33期の中間連結財務諸表は記載しておりません。

２．当社は、2026年５月27日付で普通株式１株につき400株の割合で株式分割をしております。上記の１株当たりの純資産額及び中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失（△）は、当該株式分割が第32期の期首において行われたものと仮定して算定しております。

３．潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、第32期及び第33期では潜在株式が存在せず、また当中間連結会計期間では、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

４．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近１年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

５．第34期中間連結会計期間の中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、監査法人アヴァンティアの期中レビューを受けております。また、第33

期連結会計年度の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づき監査法人アヴァンティアの監査を受けております。

６．株価収益率については、各期において当社株式が非上場であったため、記載しておりません。

７．１株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を行っていないため、記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

３ 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４ 【従業員の状況】

（１） 連結会社の状況

2026年８月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
中楽坊分譲事業	30
中楽坊流通事業	2
中楽坊管理事業	39 (283)
全社(共通)	26
合計	97 (283)

(注) １．臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

３．全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門等の従業員であります。

（２） 発行者の状況

2026年８月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
58	47.6	8.1	6,166

セグメントの名称	従業員数(名)
中楽坊分譲事業	30
中楽坊流通事業	2
全社(共通)	26
合計	58

(注) １．従業員数は当社からの出向者を除き、当社グループから当社への出向者を含む就業人員数であります。

２．平均年間給与は、時間外手当その他の基準外賃金及び賞与が含まれております。

３．全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門等の従業員であります。

（３） 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１）業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、価格転嫁の進展や設備投資の堅調な推移等を背景に、一部の製造業を中心に収益が改善する傾向がみられました。一方、原材料やエネルギーコストの上昇、相次ぐ自然災害などが非製造業の業績を圧迫するなど、業種による回復のばらつきがみられました。

当社が属する住宅・不動産業界におきましても、建設資材価格や人件費の高騰、金利上昇の影響が大きく、販売価格が高止まりする中で、今後の需要動向の見通しにつきましては依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、主力事業である「中楽坊」マンションの認知度向上と販売促進に傾注するとともに、前期に竣工いたしました「ちさと村中楽坊」及び「神戸ジェームス山中楽坊」における残戸数の引渡しを着実に推進してまいりました。

一方で、当中間連結会計期間は新規物件の竣工・完成引渡しがない会計期間となったこと等から、当中間連結会計期間の業績につきましては、売上高1,574,774千円、営業損失262,900千円、経常損失270,068千円、親会社株主に帰属する中間純損失255,692千円となりました。

なお、中楽坊事業におきましては、主に売買契約成立時ではなく、顧客への引渡し時に売上が計上されるため、その引渡時期により売上高に偏りが生じる傾向があります。

セグメントごとの業績は次の通りです。

①中楽坊分譲事業

当中間連結会計期間は、前期に竣工・引渡しが始まった「ちさと村中楽坊」の分譲売上、「神戸ジェームス山中楽坊」及び「ちさと村中楽坊」の引渡しによる販売手数料、並びに「吹田市古江台プロジェクト」、「吹田市佐竹台プロジェクト」及び「京都市洛西口プロジェクト」における企画監修業務に係る売上を計上いたしました。この結果、当中間連結会計期間の売上高は925,455千円、セグメント損失は182,301千円となりました。

②中楽坊流通事業

当中間連結会計期間は、当社が手掛ける受託販売物件の引渡しに伴う自宅売却案件数が低調に推移し、中古価格の上昇に伴い仲介手数料単価が増加したものの、手数料収入は伸び悩む状況が続きました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は36,735千円、セグメント損失は24,493千円となりました。

③中楽坊管理事業

当中間連結会計期間は、前期（2026年１月）より「ちさと村中楽坊」に対する管理業務を受託し、レストラン運営を行ったことにより売上が増加し、他の物件の管理組合の一部に対しても、各種コストの高騰に応じた管理報酬の値上げを行いました。一方で、紹介手数料収入が伸び悩みました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は607,979千円、セグメント利益は14,904千円となりました。

④その他事業

空室の発生に伴う不動産賃貸収入の減少により、当中間連結会計期間の売上高は4,604千円、セグメント利益は978千円となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,674,461千円となりました。当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動において減少した資金は、69,547千円となりました。これは主に税金等調整前中間純損失268,654千円、持分法適用会社に対する立替金等のその他による支出101,520千円及び広告費等の前払費用の増加75,670千円があっ

たことによるものです。一方で、中楽坊マンションの販売による棚卸資産の減少105,433千円及び前受金の増加331,446千円等の増加要因もありました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動において減少した資金は、22,504千円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出15,487千円及び敷金及び保証金の差入の支出10,064千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動において増加した資金は、117,119千円となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出466,707千円、長期借入れによる収入569,000千円、短期借入金の純増加26,412千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループでは生産形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
中楽坊分譲事業	2,698,800	-
合計	2,698,800	-

(注) 1．不動産売買の「契約実績」を記載しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
中楽坊分譲事業	925,455	-
中楽坊流通事業	36,735	-
中楽坊管理事業	621,643	-
その他事業	4,604	-
調整額（注）1	△13,664	-
合計	1,574,774	-

(注) 1．調整額はセグメント間取引の消去であります。

2．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が10%以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

３ 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、及び前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクに重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関して、以下に記載いたします。

＜J-Adviserとの契約について＞

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

本中間発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる旨、定められております。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、１カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除に係る催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第２条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る

決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行うものとする。

ａ　次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b)産競法第２条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

(c)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ 本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること

(a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b)甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

ｂ　当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること

(a)TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b)前ａの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日。

(a)TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b)特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3)ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に

制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収 防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

ｄ TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

ｅ TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

ｆ 議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定

ｇ 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。 このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

５ 【重要な契約等】

（財務条項付き債務）

当社は、長期借入金（１年以内返済予定の長期借入金を含む）の残高のうち、融資契約に財務制限条項が付されたものがあります。

借入先	関西みらい銀行
借入人	ハイネスコーポレーション株式会社
契約締結日	①2023年９月29日、②2025年11月28日
借入額	①１億円（融資日：2023年９月29日） ②１億円（融資日：2025年11月28日）
借入期間	①②ともに３年
借入条件	①変動：2.7％、元金均等返済、②変動：2.7％、元金均等返済
財務制限条項	①a.純資産維持（2023年２月期比80％以上）、b.経常利益維持（２年連続赤字不可）、c.固定長期適合率40.1％以下 ②a.純資産維持（2025年２月期比80%以上）、b.経常利益維持（２年連続赤字不可）、c.EBITDA純有利子負債倍率10倍以下
保証人等	①②ともに保証人なし・抵当権設定なし
当中間連結会計期間末残高	①2,770千円、②75,007千円

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（資産）

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ202,404千円増加（対前期比2.9％増）し、7,116,053千円となりました。流動資産の増加151,040千円は、主に販売用不動産の減少があったものの、仕掛販売用不動産及びその他の増加等によるものであります。固定資産の増加51,363千円は、主に関係会社株式及び繰延税金資産が増加したこと等によるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ458,097千円増加（対前期比7.5％増）し、6,549,703千円となりました。流動負債の減少31,237千円は、主に前受金の増加があったものの、１年内返済予定の長期借入金が減少したこと等によるものであります。固定負債の増加489,334千円は、主に長期借入金が増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ255,692千円減少（対前期比31.1％減）し、566,349千円となりました。これは、利益剰余金が減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は8.0％（前連結会計年度末比3.9ポイント減少）となりました。

（３）経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」に記載の通りであります。

（４）キャッシュ・フローの分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２ 【設備の新設、除却等の計画】

（１） 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２） 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間連結会計期間末現在発行数（株）（2026年8月31日）	公表日現在発行数(株)（2026年11月25日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,280,000	3,960,000	1,320,000	1,320,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	5,280,000	3,960,000	1,320,000	1,320,000	－	－

（注） １ 2026年５月27日付をもって、普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。

２ 2026年７月21日開催の臨時株主総会の決議に基づき、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	中間会計期間末現在（2026年８月31日）
新株予約権の数(個)	600 （注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 （注）１
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,100 （注）２
新株予約権の行使期間	2028年５月27日～2036年５月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550
新株予約権の行使の条件	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

※公表日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当中間連結会計期間の末日における内容から変更がないため、公表日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注） １ 新株予約権１個につき目的となる株式数は、 100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２ 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行(処分)株式数 \times 1株当たり払込金額}{1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数}$$

3　新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
③ 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所（TOKYO PRO Marketその他のプロ投資家向け市場を除く）に上場することを条件とする。
④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4　組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、残存する新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

5　新株予約権の取得事由

① 当社の買収（総株主の議決権の過半数が特定の第三者により取得される場合等）について株主総会等の承認が決議された場合には、当社は残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
② 新株予約権者が権利行使の条件に該当しなくなった場合、又は保有する本新株予約権を放棄した場合には、当社は本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

6　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、１円未満の端数は切り上げる。
② 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

7　新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年２月28日（注）1	900	3,300	－	60,000	173,078	173,078
2026年５月27日（注）2	1,316,700	1,320,000	－	60,000	－	173,078

(注) 1　2025年２月28日付で、当社を株式交換完全親会社、株式会社ライフ・ワン・サポートを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。交換比率は１：90で、これに伴い発行済株式総数が900株増加し、資本準備金が173,078千円増加いたしました。

2　2026年５月27日付をもって、普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が1,316,700株増加し、1,320,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社惻隠坊（注）１．２．３	兵庫県宝塚市 寿楽荘1-33	528,000	40.00
緒方　泉　（注）１．２．３	兵庫県宝塚市	360,000	27.27
緒方　一彦　（注）１．２．３	兵庫県宝塚市	248,000	18.79
重盛　政幸　（注）１．３	東京都世田谷区	40,000	3.03
徳永　豊　（注）１．２．３	奈良県香芝市	34,800	2.64
岩永　周也　（注）１．２．３	大阪府箕面市	34,800	2.64
三輪　高嗣　（注）１．２．３	兵庫県神戸市 東灘区	18,800	1.42
緒方　俊彦　（注）１．２．３	東京都江戸川区	18,800	1.42
川口　雅裕　（注）１．２．３	大阪府茨木市	18,400	1.39
西澤　一二　（注）１．２．３	兵庫県三田市	18,400	1.39
計	－	1,320,000	100.00

（注）１　特別利害関係者等（大株主上位10名）には、株式会社惻隠坊、緒方泉氏、緒方一彦氏、重盛政幸氏、徳永豊氏、岩永周也氏、三輪高嗣氏、緒方俊彦氏、川口雅裕氏、西澤一二氏が該当します。特別利害関係者等（当社取締役）には、緒方一彦氏、徳永豊氏、岩永周也氏、川口雅裕氏が該当します。

２　特別利害関係者等の属性は、以下の通りです。

・株式会社惻隠坊は、当社の代表取締役社長の配偶者の資産管理会社です。
・緒方泉氏は、当社の代表取締役社長の配偶者です。
・緒方一彦氏は、当社の代表取締役社長です。
・徳永豊氏は、当社の取締役です。
・岩永周也氏は、当社の取締役です。
・三輪高嗣氏は、当社の元取締役（2026年５月26日退任）です。
・緒方俊彦氏は、当社の代表取締役社長の二親等内の血族です。
・川口雅裕氏は、当社の取締役です。
・西澤一二氏は、当社の元取締役（2026年５月26日退任）です。

３　株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式(自己株式等)	－	－	－
議決権制限株式(その他)	－	－	－
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 －	－	－
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,320,000	13,200	－
単元未満株式	普通株式 －	－	－
発行済株式総数	1,320,000	－	－
総株主の議決権	－	13,200	－

(注) 2026年５月27日付をもって、普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。また、2026年７月21日開催の臨時株主総会の決議に基づき、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。上記は、これらを反映した数値を記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

当社株式は非上場であったため、該当事項はありません。

３ 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間連結会計期間における役員の異動は、次の通りであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性８名　女性０名(役員のうち女性の比率0.0%)

第６ 【経理の状況】

１　中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2026年３月１日から2026年８月31日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2026年２月28日）	当中間連結会計期間 （2026年８月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,656,293	1,681,361
売掛金	103,851	120,116
仕掛販売用不動産	2,506,363	2,999,135
その他棚卸資産	5,578	5,400
販売用不動産	1,429,785	831,759
前払費用	436,029	509,083
未収還付法人税等	3,994	119
その他	26,131	171,803
貸倒引当金	△289	－
流動資産合計	6,167,738	6,318,779
固定資産		
有形固定資産		
建物及び建物附属設備（純額）	94,648	92,910
賃貸建物（純額）	89,383	89,209
工具、器具及び備品（純額）	5,907	3,855
機械装置及び運搬具（純額）	－	12,599
土地	29,100	29,225
リース資産（純額）	14,188	－
有形固定資産合計	233,227	227,800
無形固定資産		
その他	1,280	1,280
無形固定資産合計	1,280	1,280
投資その他の資産		
関係会社株式	167,840	189,944
長期貸付金	124,324	124,324
繰延税金資産	25,148	51,821
差入保証金	173,383	178,780
その他	20,705	23,322
投資その他の資産合計	511,401	568,193
固定資産合計	745,910	797,274
資産合計	6,913,648	7,116,053

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2026年２月28日）	当中間連結会計期間 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	47,259	35,805
前受金	463,100	794,546
前受収益	40,162	37,271
未払金	177,711	147,017
未払法人税等	152,748	171,090
短期借入金	504,416	530,828
１年内償還予定の社債	20,000	20,000
１年内返済予定の長期借入金	※ 546,553	※ 200,921
その他	64,046	47,279
流動負債合計	2,015,997	1,984,760
固定負債		
長期借入金	※ 3,716,355	※ 4,164,280
社債	80,000	70,000
持分法適用に伴う負債	231,827	303,204
リース債務	12,436	－
繰延税金負債	7,220	－
資産除去債務	26,046	26,204
その他	1,722	1,254
固定負債合計	4,075,608	4,564,942
負債合計	6,091,606	6,549,703
純資産の部		
株主資本		
資本金	60,000	60,000
資本剰余金	321,128	321,128
利益剰余金	440,913	185,221
株主資本合計	822,042	566,349
純資産合計	822,042	566,349
負債純資産合計	6,913,648	7,116,053

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
売上高	1,574,774
売上原価	846,693
売上総利益	728,081
販売費及び一般管理費	※　990,982
営業損失（△）	△262,900
営業外収益	
受取利息	994
受取配当金	85
持分法による投資利益	23,580
その他	4,935
営業外収益合計	29,595
営業外費用	
支払利息	20,510
持分法による投資損失	16,247
その他	4
営業外費用合計	36,762
経常損失（△）	△270,068
特別利益	
未払金戻入益	1,414
特別利益合計	1,414
税金等調整前中間純損失（△）	△268,654
法人税、住民税及び事業税	20,931
法人税等調整額	△33,893
法人税等合計	△12,961
中間純損失（△）	△255,692
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△255,692

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
中間純損失（△）	△255,692
中間包括利益（△）	△255,692
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益（△）	△255,692

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失（△）	△268,654
減価償却費	8,325
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△289
受取利息及び受取配当金	△1,079
支払利息	20,510
持分法による投資損益（△は益）	△7,333
売上債権の増減額（△は増加）	△16,265
棚卸資産の増減額（△は増加）	105,433
前払費用の増減額（△は増加）	△75,670
未収入金の増減額（△は増加）	△2,112
前受金の増減額（△は減少）	331,446
仕入債務の増減額（△は減少）	△11,454
未払金の増減額（△は減少）	△30,693
その他	△101,520
小計	△49,358
利息及び配当金の受取額	908
利息の支払額	△22,506
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	1,408
営業活動によるキャッシュ・フロー	△69,547
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△15,487
敷金及び保証金の差入による支出	△10,064
敷金及び保証金の回収による収入	3,047
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,504

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	26,412
長期借入れによる収入	569,000
長期借入金の返済による支出	△466,707
社債の償還による支出	△10,000
リース債務の返済による支出	△1,585
財務活動によるキャッシュ・フロー	117,119
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	25,068
現金及び現金同等物の期首残高	1,649,393
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　1,674,461

【注記事項】

（中間連結貸借対照表関係）

※　財務制限条項

借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

※　保証債務

次の関係会社について、借入金に対する債務保証を行っております。

	前連結会計年度 （2026年２月28日）	当中間連結会計期間 （2026年８月31日）
マスターズライフ株式会社	678,709千円	169,249千円
マスターズプライド株式会社	891,625千円	1,277,801千円
マスターズシーズン株式会社	477,873千円	470,804千円
マスターズスタイル株式会社	994,411千円	1,499,530千円
計	3,042,620千円	3,417,384千円

（注）債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しております。

（中間連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次の通りであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
人件費	665,821千円
広告宣伝費	118,593 〃
支払手数料	64,362 〃

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
現金及び預金	1,681,361千円
預入期間が３か月を超え、かつ借入金の担保である定期預金	△6,900千円
現金及び現金同等物	1,674,461千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自　2026年３月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 （注）２	連結 財務諸表 計上額 （注）３
	中楽坊 分譲事業	中楽坊 流通事業	中楽坊 管理事業	その他事業 （注）１	計		
売上高							
外部顧客への売上高	925,455	36,735	607,979	4,604	1,574,774	－	1,574,774
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	13,664	－	13,664	△13,664	－
計	925,455	36,735	621,643	4,604	1,588,438	△13,664	1,574,774
セグメント利益又は損失（△）	△182,301	△24,493	14,904	978	△190,911	△71,988	△262,900

（注）１　「その他事業」には、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸料収入等が含まれております。
２　セグメント利益又は損失（△）の調整額71,988千円には、セグメント間取引消去13,664千円、各報告セグメントに配分していない全社費用58,324千円が含まれております。
３　セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。
４　報告セグメントごとの資産、負債その他の項目につきましては、報告セグメントに配分していないため、記載しておりません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」をご参照下さい。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失（△）及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年３月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり中間純損失（△）（円）	△193.71
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する中間純損失（△）（千円）	△255,692
普通株主に帰属しない金額(千円)	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失（△）（千円）	△255,692
普通株式の期中平均株式数(株)	1,320,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2026年５月26日取締役会決議による新株予約権（新株予約権の個数　600個）

（注）当社は、2026年５月27日付で普通株式１株につき400株の割合で株式分割をしております。上記の１株当たりの中間純損失は、当該株式分割が前連結会計年度の期首において行われたものと仮定して算定しております。また、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月20日

ハイネスコーポレーション株式会社

取 締 役 会　御中

監査法人アヴァンティア

大阪事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木 村 直 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　梶 原 大 輔

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているハイネスコーポレーション株式会社の2026年３月１日から2027年２月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年３月１日から2026年８月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイネスコーポレーション株式会社及び連結子会社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上